

教育相談のながれ

相談事項について、お電話やメールで
ご依頼ください



【相談実施前】

- ◆相談主旨や相談事例幼児児童生徒についての簡単な聞き取りをします
- ◆派遣依頼書を作成し送付してください
 - ホームページから依頼文書様式をダウンロードしてください
 - 作成後、郵送または持参してください
- ◆教育相談票（様式1）の記入をお願いします
 - 教育相談票（様式1）の様式をメールで送付します
 - 作成した教育相談票（様式1）を本校に送ってください
（郵送の場合は親展でお送りください。または持参してください）
- ◆見学と協議会の日時を決定します（来校相談の場合は来校いただく日時を決定します）



訪問による幼児児童生徒の行動観察及び授業や活動の見学を実施します



本校にて、記録の作成及び支援の内容や方向性の検討をします



再訪問し、協議会を実施します
関係者で、相談主訴に対する支援内容や支援の方向性を協議します



「教育相談事後シート」を記入してください



本校へ郵送または持参、またはファックスでお送りください



必要があれば、次回の相談へ
つなげていきます